

青森県報

第三千百十四号

平成二十一年
七月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第一項の規定による公告……………(県民生活
文化課) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……三

平成二十年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済
事業経営状況の公表……………(建築住宅課) ……三

教育委員会

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森
県教育委員会が定める開示請求があった場合において直ち
に開示することができる個人情報の一部改正……………(職員福利課) ……四

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……六

公安委員会

告 示

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部
を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(運転免許課) ……六
青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(同) ……六
警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(生活安全
課) ……七
公営企業……………(整備企画課) ……八
青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……八

青森県告示第五百六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項の規定により次
の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する
要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項
の規定により公示する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻労字尻労七 林 一喜	尻労区域 尻労漁業協 同組合の地 区	総トン数十 ト未満の漁船 により行う漁 業であつて、 主として、 つり漁業
下北郡東通村大字尻労字尻労六 小笠原 清春		

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成二十一年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人どんぐりの家

三 代表者の氏名

西山 光子

四 主たる事務所の所在地

三戸郡三戸町大字川守田字東張渡九の一六

五 定款に記載された目的

この法人は、三戸町及びその周辺地域に在住する心身に障害のある人たちとその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、療育相談、地域社会参加を促進するための支援に関する事業を行い、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成二十一年七月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりNPOサポートセンター

三 代表者の氏名

田中 弘子

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目六の二五

五 定款に記載された目的

この法人は、広く市民活動を行う個人或いは団体を支援することにより、市民の自己決定と自己責任に基づく自立性のある市民社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十一年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢の里

三 代表者の氏名

鎌田 慶弘

四 主たる事務所の所在地

青森市浪打一丁目一二の九

五 定款に記載された目的

この法人は青森地区の障害者に対して障害者のための就労移行支援等に関する事

業を行い、地域社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
シヨッピングパークむつ
むつ市中央一丁目一四九外
 - 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社横浜フアーマシー
北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四
代表取締役 松山稔
 - 2 株式会社デンコードー
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇
代表取締役 井上元延
 - 3 有限会社コンノ
むつ市金谷二丁目一六の一
代表取締役 紺野愛子
- 三 変更しようとする事項

項す置設舖小大規 すにのののの模 事関配施店小規 事関配施店小規	区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
	駐輪場の位置及び収容台数	一三九台 （位置は、届出書添付 図面のとおり）	A棟の増設計画の延期に伴う位置変更のみ、収容台数は変更なし （位置は、届出書添付 図面のとおり）	平成 二一・三・二

四 届出年月日

平成二十一年七月十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十一年七月二十四日から同年十一月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十一月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

平成二十年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

加入戸数

共済委託契約金額

火災共済掛金

被災戸数

火災共済給付金

特定給付金

復興建築助成戸数

復興建築助成金

住宅災害見舞戸数

住宅災害見舞金

住宅防火施設整備補助会員数

住宅防火施設整備補助金

二 貸借対照表（平成二十一年三月三十一日現在）

1 資産の部

(一) 現金預金

(二) 有価証券

(三) 特定資産

(1) 異常危険準備金資産

(2) その他特定資産

(四) 不動産及び動産

(五) その他資産

資産合計

2 負債の部

(一) 共済契約準備金

(二) その他負債

(三) 退職給付引当金

負債合計

3 正味財産の部

正味財産合計

負債及び正味財産合計

七〇一

八七二、一〇五戸

七、七六七、八三七、四六三千元

一、〇五四、八〇八千元

五一〇戸

四〇五、三六一千元

一一、三九三千元

二九五戸

九一、九一九千元

七五九戸

二二、九二〇千元

二五三

一一〇、四三三千元

八六、六二六千元

五四七、七三二千元

二、八五七、三二七千元

一、五四三、三三九千元

三三〇、〇一九千元

一〇、九六九千元

五、三七六、〇一一千元

三、三六七、〇一八千元

一一七、九〇七千元

一一一、三五二千元

三、六〇六、二七六千元

一、七六九、七三五千円

五、三七六、〇一一千元

教育委員会

青森県教育委員会告示第六号

平成十三年四月一日青森県教育委員会告示第三号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により青森県教育委員会が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月二十四日

青森県教育委員会

表埋蔵文化財発掘調査任期付専門職員採用選考試験及び公立学校教員採用候補者選考試験の項を削る。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	-----	---------	------------	-------

政党以外の政治団体

自由民主党青森 県青森市第六支 部	森内 之保留	三戸 康裕	青森市松原二の三 の一六	平成 三・六・二六
-------------------------	-----------	----------	-----------------	--------------

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所 の所在地	届出 年月日
幸福実現党青森 県本部	上田 一博	半澤 紀	青森市古川一の二	平成 三・六・三
森光きよし後援 会	石田 捷太郎	三本菅 享	上北郡東北町上北 南一の三〇の一四	三・六・四
政治結社國粹青 年隊青森県本部	笹原 秋男	蝦名 一仁	青森市造道一の四 の一	三・六・五
上田かずひろ後 援会	半澤 紀	半澤 紀	青森市古川一の二 の一	三・六・九
石田昭弘後援会	斉藤 晃	神修 一	平川市猿賀南田五 の一	三・六・九

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の 名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所 の所在地	公職の 候補者の 氏名	公職の 種類	届出 年月日
なかにし修 二後援会	木村 忠史	村崎 郁子	八戸市大字長 苗代字前田二 の一	中西 修二	衆議院	平成 三・六・四

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十一年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の 名称	異動事項	代表者	届出 年月日
自由民主党青森 県港湾支部	新	畑中 武久	平成 三・六・二
自由民主党青森 県石油販売業支 部	旧	畑中 茂樹	三・六・二
自由民主党平賀 支部	新	田中 幹志	三・六・七
主たる事務 所の所在地	田中 友彦	大坂 功	三・六・七
平川市沖館宮崎一 九〇の一	八木橋 善彦	畑中 茂樹	三・六・二
平川市広船広沢三 四二	丹代 充昭	大坂 功	三・六・七
長尾 忠行	長尾 忠行	大坂 功	三・六・七
三・六・二	丹代 充昭	大坂 功	三・六・七

政治団体の 名称	異動事項	代表者	届出 年月日
森光きよし後援 会	新	工藤 哲子	平成 三・六・八
森光きよし後援 会	旧	石田 捷太郎	三・六・八
なかにし修 二後援会	国会議員関 係政治団体 の区分	工藤 哲子	三・六・二〇
国会議員関 係政治団体 以外の政治団 体	国会議員関 係政治団体 以外の政治団 体	工藤 哲子	三・六・二〇
法第十九条の七第 一項第二号に係 る国会議員関係 政治団体	法第十九条の七第 一項第二号に係 る国会議員関係 政治団体	工藤 哲子	三・六・二〇
公職の候補者の 氏名及び公職の 種類	公職の候補者の 氏名及び公職の 種類	工藤 哲子	三・六・二〇
衆議院議員	衆議院議員	工藤 哲子	三・六・二〇
全日本不動産政 治連盟青森県本 部	会計責任者	櫻田 忠春	三・六・三
全日本不動産政 治連盟青森県本 部	会計責任者	櫻田 忠春	三・六・三

青森県石油政治連盟	代表者	田中 幹志	大坂 功	三・六二七
森光きよし後援会	代表者	村崎 郁子	森光 久恵	三・六一九
なかにし修二後援会	会計責任者	木村 佳子	村崎 郁子	三・六三三
青森県柔道整復師連盟	会計責任者	岡本 幸治	八木橋 次男	三・六二五
青森県柔道整復師連盟津島雄二後援会	会計責任者	岡本 幸治	八木橋 次男	三・六二五

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
柏谷ひとし後援会	平成二〇・四・一	平成三・六・一
鐘吾の会	二〇・三・一五	二・六・二
谷地先次郎後援会	三・五・三	二・六・四
上村常信後援会	三・三・三	二・六・五
高松久美子後援会	二〇・三・三	三・六・五

勝手に鹿内ひろしを応援する連絡会	三・六一〇	三・六一九
小林正後援会	二〇・六・三〇	二・六・三〇

公安委員会

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十四号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年三月青森県条例第四十六号）附則第一項ただし書に規定する規定（第一条の規定を除く。）の施行期日は、平成二十一年九月二十四日とする。

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第十五号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、」を「第

一項の規定にかかわらず、この規則」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第六章及び第六章の二並びにこの規則第七章から第九章の規定により公安委員会に提出する申請、届出及び申出に関する書類は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を經由するものとする。ただし、次の各号に掲げる申請、届出及び申出に関する書類は、当該各号に掲げる警察署長を經由することができる。

一 次の表の上欄に掲げる申請、届出及び申出の種類に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長

申請、届出及び申出の種類	警察署長
法第九十四条第一項の規定による運転免許証の記載事項の変更届出	全警察署長
法第七十七条第一項の規定による運転免許証の返納届出	警察署長
法第九十四条第二項の規定による運転免許証の再交付の申請	住所地在管轄する警察署長（弘前警察署長を除く。青森警察署長は平内交番の事務に限る。）又は八戸警察署長
法第四十条の四第一項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出	
法第四十条の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請	
法第七十七条の七第二項の規定による国外運転免許証の交付の申請	
この規則第二十七条の規定による運転免許の条件の解除又は変更の申請（適性検査機器を使用した検査により判断できる場合に限る。）	

二 法第一条第一項及び第一百一条の二第一項の規定による運転免許証の更新並びにこの規則第三十九条第二項第一号の規定による運転免許証更新・講習受講の申請は、次の表の上欄に掲げる運転者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長

運転者の区分	警察署長
--------	------

法第九十二条の二備考一の二に定める優良運転者

法第八十条の二第一項第十二号に定める講習を受講した更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者

法第九十二条の二備考一の三に定める一般運転者

法第九十二条の二備考一の四に定める違反運転者等

三 この規則第三十九条第二項第二号の規定による特定失効者講習受講の申請は、次の表の上欄に掲げる講習の区分に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長

講習の区分	警察署長
法第九十二条の二備考一の二に定める優良運転者に係る講習以外の講習	大間警察署長、むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署長、三戸警察署長、五戸警察署長、十和田警察署長又は三沢警察署長
法第九十二条の二備考一の二に定める優良運転者に係る講習	全警察署長（弘前警察署長を除く。青森警察署長は平内交番の事務に限る。）

附 則

この規則は、平成二十一年十月四日から施行する。

青森県公安委員会告示第七十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）（第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）（第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十一年七月二十四日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 講習の区分

法第二条第一項第四号に規定する警備業務（以下「四号警備業務」という。）に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十一年九月十日（木）から同年九月十一日（金）までの二日間の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

十五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、四号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、最近五年間に四号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年八月十日（月）から同年八月十四日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉をはり付けること。）一通に次の書面一通を添付すること。

(一) 四号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

(二) 既に交付を受けている四号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写し

5 受講手数料

受講手数料一万円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時まで

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一―内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

公 営 企 業

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業財務規程の一部を改正する規程

青森県公営企業財務規程（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一百七十七条第七号中「ついで請負」を「ついで請負」に、「その旨」を「その旨」に改め、同条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第一百十五條の二第一項に規定する電子入札を行うおとるときは、その旨
第九條第一項中「見積る」を「見積もる」に、「二」を「いすれかに」に改め、
同項第二号中「第十六号」の下に、「以下「政令」という。」を加え、同項第三号中
「二箇年」を「二年」に改め、「（公社、公団を含む）」を削る。
第一百十五條の次に次の一条を加える。

(電子入札)

第一百十五條の二 契約担当者等が電子入札（電子情報処理組織（契約担当者等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）を行うこととした場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、入札者は、同項の規定による入札書に代えて、その使用に係る電子計算機に、知事の定めるところにより、入札金額その他の事項を入力し、契約担当者等の指定する日時までに、当該契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、契約担当者等が入札書による入札を認めたときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により入札をする者は、知事の定めるところにより、入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二條第一項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（電子署名及び認証業務

総務省

に関する法律施行規則（平成十三年法務省 令第二号）第四條第一号に規定する

経済産業省

電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

第一百十七條第一項中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条に次の一項を加える。

3 契約担当者等は、前二項の規定にかかわらず、政令第百六十七條の十第一項（第百六十七條の十三において準用する場合を含む。）並びに第百六十七條の十の二第一項及び第二項（これらの規定を第百六十七條の十三において準用する場合を含む。）の規定により、開札したときに落札者を選定しなかつた場合において、その後落札者を選定したときは、速やかに、書面により、落札者を選定したこと、落札者の氏名又は名称及び落札金額を入札者に通知するものとする。

第一百七七條の次に次の一条を加える。

(電子入札の開札)

第一百七七條の二 前条第一項の規定にかかわらず、契約担当者等は、電子入札においては、電子入札に係る電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して開札し、入札者の順位及び落札者を選定するものとする。この場合において、第一百十五條の二第一項ただし書の規定により入札書による入札がされたときは、これを開封し、当該入札書の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、契約担当者等の使用に係る電子計算機にこれらについての事項を入力した後に開札するものとする。

2 契約担当者等は、前条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により落札者を選定したときは、電子入札システムを使用して、落札者を選定したこと、落札者の氏名又は名称及び落札金額を入札者に通知するものとする。ただし、第一百十五條の二第一項ただし書の規定により入札書による入札をした者に対しては、その場において口頭で通知するものとする。

3 電子入札の開札をする場合における前条第三項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは、「電子入札システム又は書面」とする。

4 契約担当者等が電子入札を行うこととした場合において、特定調達契約につき一般競争入札に係る資格審査の申請を行つた者により第一項の規定による審査の終了前に第百十五條の二第一項の規定による入札金額その他の入力する事項が契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、前項の規定にかかわらず、その者が開札の時に、政令第百六十七條の六第一項に規定する入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件として、当該入力する事項が記録されたものとする。

5 契約担当者等が電子入札を行うこととした場合において、特定調達契約につき指名競争入札に係る資格審査の申請を行つた者により第一項の規定による審査の終了前に第百十五條の二第一項の規定による入札金額その他の入力する事項が契約担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、前項の規定にかかわらず、その者が開札の時に、第三項の規定により指名されていることを条件として、当該入力する事項が記録されたものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭